## 後期高齢者医療保険よりお知らせ

## 一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります。

- ●令和 4 年 10 月 1 日から、一定以上の所得のある 人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、 医療費の窓口負担割合が2割になります。
- ●窓□負担割合の判定方法については、右の表でご確 認ください。
- ●窓□負担割合が2割になる人には、制度施行後 3年間に限り、1カ月の外来医療の負担増加額を 3,000 円までに抑える配慮措置があります。
- ※入院の医療費は対象外で、自己負担限度額は57.600円 となります。
- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3割の人。
- ※2 一定の障害のある65~74歳の人で、広域連合から 認定を受けた人を含みます。
- ※3「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の 額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控 除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を 差し引いた後の金額)です。
- ※4「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※5「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等 から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の 金額です。

## 10月から使用する保険証を送付します。

- 10 月 1 日からご使用いただく新しい「被保険者証」 は、9月中旬から9月末日までに簡易書留で配達 されます。受取には署名か捺印が必要です。
- 10 月以降の窓口負担割合が変更されない人も含 め、みなさんに保険証を送付します。
- ■「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度 額適用認定証」をお持ちの人は、10月以降も現在 お持ちの認定証をご使用ください。
- ●有効期限が切れた保険証は、市役所(1階2-24番 窓口)へ返却していただくか、ハサミを入れるなど して処分していただきますようお願いします。



有効期限が「令和5年7月31日」 となっていますので、確認してください。



問合せ=保険年金課 医療係(内線 327・328)

1